

第八四回

参第二号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律
(案)

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「百五十万円」を「二百万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

理 由

最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、災害弔慰金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約千八百万円の見込みである。